

『バドミントン練習中のケガで高額な賠償責任』

バドミントンの練習中、ダブルスでペアを組んでいた仲間の左目にラケットを当ててしまい、大ケガをさせる事故が起きました。被害女性(東京都内在住の40代)がペアの加害女性に対して起こした損害賠償訴訟で、東京高裁はペアの加害女性に100%の過失責任を認め、約1,300万円の支払いを命じる判決を言い渡しました。

従来判例からすると、『スポーツプレー中の事故で、チームメイトである加害者の全責任を認定した司法判断は異例』であり、本レポートで少し詳細についてふれていきたいと思います。

◆1. 事故時の状況

2014年12月、都内の体育館で原告女性が趣味で参加していたバドミントン教室の仲間とダブルス練習中に事故が発生しました。前衛の原告女性(被害者)と組んでいた後衛のペア女性(被告)が、相手コートから飛んできたシャトルを打ち返そうとバックハンドでラケットを振ったところ、ネット際に居た原告の左目に当たりました。

◆2. 事故後の状況

事故後原告は、左目の瞳孔が広がり光の調節が難しくなり、パート業務など日常生活に支障をきたすようになったとして、慰謝料やパートの休業補償を求めてペア女性を提訴しました。



◆3. 裁判所判決

2018年2月の一審判決で東京地裁は、「原告も一定程度の危険を引き受けて競技していた」と判断し、賠償額を780万円にとどめました。

一方、9月12日の高裁判決は、バドミントンはボクシングなどとは異なり、「他の競技者によって危険が生じるとは認識していなかった」とし、被告がそもそも自分の守備範囲外のシャトルを打とうとしたこと、また、ラケットの振り方にも問題があったことを認定し、原告に過失は無いと結論付けました。更に、「スポーツであることを理由に加害者の責任が否定されるのであれば、国民が安心してスポーツを楽しむことができなくなる」とも指摘しました。

◆4. スポーツ時の法的責任

以前は、スポーツには多かれ少なかれ危険が伴うとして、競技者間の事故でケガをした場合でも、ルールに従って競技を行なっている限り、事故原因者に全ての責任を問うのは酷であると考えられてきました。しかし、近年の裁判では、スポーツ中の選手同士の事故も加害者に過失がある場合には、従来より重い責任を認める傾向があり、100%の加害責任を認めた本判決はその流れに沿った厳しい結果と言えます。

◆5. スポーツ時のリスクマネジメント

多くのスポーツでは、一定のリスクを伴うことは避けられない為、ルールの順守、保護具の着用はもとより、ご自身の身体に対する傷害保険や偶然に他人にケガをさせた場合の備えとしての個人賠償責任保険などへの加入などは有効なリスク対策と考えられます。

※ 本レポートは、上記事故の報道を基に弊社コンサルタントが作成したものです。個別事案の責任関係については、訴訟において異なる判断が下される可能性があります。